

會學濟經學大國帝都京 叢論濟經

號六第 卷三十第

行發日一月二十年十正大

論叢

我所得稅と普遍の原則

法學博士 小川郷太郎

植民政策是非

文學博士 原勝郎

朝鮮の三開港場

文學博士 三浦周行

進歩か退歩か

法學博士 財部靜治

農業勞働問題

法學博士 河田嗣郎

時論

米國の排日問題

法學博士 末廣重雄

財産稅案^{に對する}諸種の非難^{に答ふ}

法學博士 神戸正雄

說苑

リッケルトの價值體系

文學博士 米田庄太郎

雜錄

マルクス主義に所謂過渡期

法學博士 河上肇

伯林最近の生活費

法學士 汐見三郎

附錄

本誌第十三卷總目錄

中世都市の發達(五)

三 浦 周 行

——朝鮮の三開港場——

中世の都市を考へるには、對明貿易の影響と共に、又對朝鮮外交及び貿易の影響をも開却してはならぬ。對朝鮮の外交は兎も角、貿易は決して相互の往來に依つて行はれたものではなく、往くものは我國民ばかりであつて、朝鮮は居乍らこれを待たに過ぎない。而かも朝鮮は初より毫もこれを望んだものではなく、我國民の死を恐れざる勇氣を知つて、これを拒絶するの危險を慮り、みづから多大の損失を忍び乍らこれを許した迄である。故に我九州中國南海乃至畿内地方の商人や漁民等は蟻の甘きに就くが如くに、先きを競うて朝鮮に渡航したものであつて、彼等は當初其本國と同一若しくはそれ以上の樂天地と看做して居た。これと共に、是等の地方に於ける我都市は亦多少其影響を受けて、活氣を呈して來たことも疑を容れぬところである。朝鮮が我れに併合された今日、日鮮間に於て、極めて密接なる關係を有した朝鮮の都市について考慮することは新しき試みであると共に、又有意義の事ではなければならぬ。

鎌倉時代に、高麗が元と聯合して、我國を侵してより、國際間の交通は絶えたけれども、國民

の交通は漸次回復し來り、其間我海寇の横行も其跡を絶つに至らなかつたから、北朝貞治六年に高麗國王顯が其臣金乙を使として國書を贈り、又元の中書省の書を傳へて其禁遏を求めて來た。當時九州は征西府の勢圍内にあつて、幕府の力が及ばなかつたので、北朝に於ては書辭の無禮に託して返牒を與へなかつたけれども、幕府は將軍義詮の返牒と方物とを贈つて使を還したといはれる。¹⁾ 關白二條良基が、牒狀の無禮である爲め、返牒のない場合に、將軍若しくは太宰府の返牒を遣した先例の有無について外記の調査を命じたのは、幕府の依頼に依つたものであらう。果して然れば、義滿の對明外交以前に義詮の對高麗外交が開かれたといへるが、此事實は寧ろ疑はしいのであつて、義詮は彼れの方物に對して返禮をしたけれども、返牒を贈らなかつたといふ方が當つて居やうと思ふ。²⁾

其後北朝永和元年に、高麗王辛禔が羅興儒を使として我海寇の禁遏と通信の開始とを求めた時にも、將軍義滿は返牒を與へないで、僧周佐をして、九州は二十年來幕命に従はぬから、同地方の頑民の行爲については責を負はぬが、逐て克復の後其取締をしやうとの意味を、書面を以て答へさせて居る。明德三年に又高麗の使覺鋌が同國の門下府の書を齎らして海寇の取締を求めた時には、九州も漸く幕府の勢力に靡いて來たから、義滿は僧中津をして、九州の守臣に命じて賊船を禁遏し俘虜を放還せしめて必ず兩國の鄰好を修むべき意志を傳へさせたが、將軍自身は「我國將

1) 後愚昧記貞治六年六月二十六日條

2) 太平記

臣自^レ古無疆外通問之事、以^レ是不^レ克^三直答^三來教^三』といつて返牒を贈らざる理由を明示して居るのを見て、先きに義詮がこれを贈つたとする記録を否認するに足りやう。

然るに南北の合體も目出度成立して、諸國の形勢も亦幕府の爲め頗る有利に展開されたから、應永五年に、朝鮮の大使朴敦之の周防に來た時には、義滿はこれに向つて海寇を殲滅すべきことを告げて、朝鮮に存する大藏經の寄贈を求めて居る。幕府と朝鮮との交通はこれより開けて、彼我使節の往來が相次いだ、それは主として此大藏經の媒介に依つたといつても誣言でなく、此點大に其對明外交と性質を異にして居る。只對馬の宗氏を始めとして我大小名其他商人漁民等との關係はおのづから別問題である。

朝鮮は地形上、對馬・壹岐と接近して居るから、是等の二島、就中對馬との交通は古くから頻繁であつた。同國は耕地少く、加ふるに地味瘠薄であつて、島民を養ふに足らぬから勢ひ漁民として、朝鮮近海に出漁し其魚鹽を以て朝鮮の米と代へ、又朝鮮の幕大にして、而かも退嬰的なるに乗じて自家の窮狀を訴へ、毎年多額の米穀の寄贈を受け、若しくは暴力に訴へて掠奪するを例とし、對馬の守護たる宗氏の如きは、これを以て其歲計を立つるの狀態であつた。朝鮮世宗の初既に慶尙道の米粟を對馬に運ぶもの年額數萬餘石といはれる。されば朝鮮に於ては對馬を以て其屬島であつたといひ、東國輿地勝覽の如きは慶尙道の屬島に載せて居る程である。

由來慶尙・忠清・全羅の三道は三南地方と稱せられ、地味豐饒で、人口も多く、其富は以て朝鮮全道を養ふに足りるといはれ、我國とも最も近いから、我國民の貿易の利を望んで此地方に往來するものが常に相次いだのである。其中には中國・南海・西海・畿内地方の守護大名乃至小名等で僅少の土宜即ち國産を齎らして多額の報酬を貪る蟲のよきものが多く、中には海賊的行爲を敢へてした所謂倭寇もないではなかつた。而かも宗氏は未だ後世の如く朝鮮貿易の上に優越なる地歩を占めて居なかつたから、是等の諸國も皆各直接交通を行つて居たのであるが、朝鮮では我國情に暗かつた爲め、對馬を以て倭寇の巢窟と誤認し、世宗の元年即ち我應永二十六年に、倭寇が大舉して遼東半島を侵したのを見て、對馬が空虚となつたものと察し、兵を遣つてこれを伐ち、其禍根を絶たんとしたことがある。これ常に受動的地位に甘んじて居た朝鮮としては異常の出來事であつたが、案外手強き抵抗に遭つて遂に敗退の已むなきに至つた。とはいへ此攻撃は朝鮮に於ける宗氏の貿易に一時期を畫したのである。

當時我國民は未だ公然朝鮮内地の居住を許されては居らず、對馬島民の如きも、沿海の諸浦即ち港灣に寄港して貿易を營むことを許されて居たに過ぎぬ。而かも太宗の十年(我應永十七年)に慶尙道に居る邦人丈でも二千に達したといはれるから、若し其他の地方を合せたならば相當の多數に上つたことゝ思はれる。

最初朝鮮地方の沿海の諸港灣は何れも我使船や漁船の爲めに開放されてあつたやうであるが、それも朝鮮の對馬への出兵以來、其取締が頓に嚴しくなつて、只管制限を加へるに傾いて來た。是等の諸浦の中では熊川の齊浦(乃而浦)が最も早くから開けて記録にも屢現はれて居る。世宗の六年(我應永三十一年)に日本に使した朝鮮の日本回禮使朴安臣の復命に、對馬に於て宗氏が戰後朝鮮の島民に對する待遇を薄くした不平を訴へたことが見える。それに據れば宗貞盛の先代貞茂の時代迄は魚鹽の貿易の爲めには、各浦に赴くを許可されて居たものであるが、今は開港場の海以外はこれを許されない。又貞茂の時迄は過海糧と稱して、一箇月分の手當を支給されたものであるが、今は僅に十日分を支給するに止るといふにあつた。これに對して安臣は貞茂の時には、誠意を捧げて歸附し、且つ極力海賊を取締つたから、此くの如き優遇を與へたのであるが、今は島民を伐つてまだ間もない事であり、且つ彼等は貿易に託して各浦に横行し、時としては掠奪を行ふこともあるから、みづから招くものである、過海糧は國王(將軍)の使船も、諸處(諸國の大小名)の使船も同様であつて、宗氏のそれに限つたことではないと反駁して居る。此記事に據つて、朝鮮が戰後専ら緊縮方針を取つて、對島に對しても、熊川の齊浦・東萊の釜山浦(富山浦)を貿易港として許可したことが解るのである。

其後世宗の八年(我應永三十三年)に宗氏から其商船が、以上の兩浦以外慶尙道の左右道各浦に

至つて任意に貿易することの許可を申請して來たのに對して、朝鮮では新たに蔚山の蘆浦をも開くことを許した。これを三浦といふのである。李氏實錄の文に、「到泊販賣」とあるのを見ると、我商船が商品を持つて來て上陸し、店舗を開いて販賣することを許したのである。彼等は貿易の終つた後には歸國すべきも、然らざる間は自然滞在が永引いて在住することにもなるのであるから、此三所に於て一種の居留地が實現されたのである。これより後朝鮮は我船舶で三浦以外に碇泊せば、賊船を以て論じてこれを逮捕することゝした。これを以て何等の制限のなかつた戦前に比すれば、宗氏の不満を買つたことであつたらうけれども、日本に對する貿易政策を改めて從來の如き無制限から漸次制限に傾いて來た朝鮮としては、これすら一種の恩恵であつたに相違ない。當時貞盛は又宗氏以外の我各地よりする使船や商船には皆宗氏より路引(渡航免狀)を出だすこととして、此路引のなきものは受附けないやうにしたいと申出でたが、下に説くが如く此後いつしか承認されたやうではあるけれども、是時は未だ許可されたとは見えない。併し其島民に對しては文引を出し朝鮮に往來する程のものは皆これを所持せねばならぬことに朝鮮の諒解を得て居たのである。

對島の漁民に對しては朝鮮は三開港場の海に限つて漁業をなすを許して居たが、貞盛は此後更に漁場として加背・仇羅の兩梁、豆毛・西生の兩浦に於ても貿易と共に漁業を行ふことについて

許可を申請した。けれども朝鮮は既に許した三浦丈で充分であるといつてこれを拒絶して居る。

朝鮮の制限は宗氏の使船に迄及んだ。世宗の二十年（我永享十年）に禮曹から貞盛に書を贈つて從來使送船の乗組員に一定の員數がなく、一艘に或は四五十名小童婦女をも載せ來つたのは弊害が多いから、自今中船に二十名、小船に十五名を定員とし、縦ひこれ以上の人員を乗せ來つた場合にも過海糧を給せないこととし、尙ほ是等の使送船は平均して三浦に分泊させて一處に偏するを禁じた。これは獨り宗氏の使送船ばかりではなく、我諸國の使送船や商船（興販船）共皆同様であつたけれども、是等の諸船は兎角齊浦にばかり集中したから、朝鮮は屢令を出してこれを戒飭して居る。

然るに世宗の二十一年に李藝は對島に至つて貞盛と約條を締結した。此約條の中最も重要な點は宗氏の文引がなきものを朝鮮に於て接待せぬことになつた一事であらう。尤も此事は敢て是時に始つた譯ではなく、是より先き朝鮮の諒解を得て居たけれども、當時文引を有たすに來るものが、頗る多かつたのに對して、朝鮮は自後堅くこれを勵行することとした迄である。これと共に文引の發行についての全責任を宗氏に負はせ、其偽造に對して取締を嚴にせしめ、貞盛以外に文引を出だすことを禁じた。これ宗氏をして朝鮮の交通貿易を獨占せしむるものである。但日本國王たる將軍の使人管領武衛（斯波氏）の使人や大内・菊池等の從來朝鮮と永く交通して特殊の關係を

有するものに對してはこれが除外例を設けたとはいへ、大體制限の方針に傾いた朝鮮は宗氏に此特權を與ふると共に、慶尙道觀察使等に命じて宗氏の文引なきものを本國に還させて其方針の徹底を期して居た。

此約條には其他使送船を大・中・小・小々の四種に分つて、大船の乗組人は四十名、中船は三十名、小船は二十名、小々船は十名を定員とし、定員以外のものには、手當を給せぬことや、我商人の京中に滞在する期限を貨物の多少に依つて多きは二ヶ月、中は一箇月、小は二十日とすること等をも規定して居る。

是より先き、朝鮮は外交上の交渉や商品の貿易の爲めに陸路上京するものが多く、甚しきは一
行所持の貨物二三百駄に達するものがあつて、これが爲め通路に當つた驛路は其送迎に逐はれて疲弊を來すのみならず、上京後は公の貿易終つて更に私に貿易を行ふを許される爲め、三四月も滞在するから京中の各司に於ても接待の弊に堪へなかつた。故に是等の上京者に向つても制限を加へるに傾いた。朝鮮の見るところでは、商人が外國に永住するは古今未だ聞かぬところである。それ故、世宗の十六年(我永享十六年)宗氏に向つて彼等の貿易を終了したものは直に本國に歸還させ、若し永く居留するならば、一定の租税を收めて國用に充てることにしやうと交渉して貞盛の同意を得たから、十八年(我永享八年)に、南朝鮮地方の各浦に居留して居たものは、すべて本國

に還らせ、只六十人丈は他國の居留民二百六人と共に、當人の志望を容れて居留を許した。其後世宗の二十一年（我永享十一年）十月には、我商人の銅鑛硫黃丹木等の商品を舶載したものは依然上京を許したけれども、其他は開港場に居留して、任意に貿易を行はせることとし、又種々の贈與及び人民の送迎に關する請求其他不急の事について渡鮮したものは明年正月以降上京を許さず、これ亦開港場に留めて所持の書契の眞偽を審査し、其採納すべきは採納することとした。

彼等の入京を許さずして各浦に居らしめる結果は益開港場の繁榮を促すことゝなつた。各浦に永く居留することは許されなかつたけれども、其實行は頗る困難であつて、一度返送しても亦來る。故に取締の任に當つて居つた慶尙道觀察使の如きも、却て邦人の歸國を促すことの中止を建議した事實がある。其理由は、倭人は歸國を命ぜられた時、既に過海糧を受けて居つて、其上に數月間居留するとも、其滞在費は皆自辨であるから、何等の損失をも朝鮮に與へる譯でなく只貿易の利を目的に永く居留するの外他意がない、今其事變を生ずるを恐れ、彼等の居留を許さずして、其歸國を迫るは、却つて朝鮮に對する彼等の歸附の心を阻むものである、故に自後留浦の倭人に對しては歸國を促すことを止めて懷綏の意を示したがよからうといふのであつた。これに對して王は、當分其督促を見合せるやうにとの指令を下して居る。斯る軟弱の態度で、我國民の殺到を防止することの困難は當然の事であらう。

次に開港場附近の海上に限られた漁業の如きも、其取締が充分に行はれなかつたやうである。

世宗の十二年(我永享十二年)五月宗貞盛が朝鮮の僉知中樞院事高得宗への直話に據ると對島島民⁵⁾は其耕地がない爲め、専ら漁業を業として居たのであつて、毎年四五十艘乃至七八十艘が、朝鮮の孤草島に出漁して生計を立てゝ居るから、再三其許可を請ふは已むを得ぬ次第である、彼等は皆島に居つて餓死するよりも死を冒して孤草島に出漁するがよいと考へて居る、故に朝鮮の邊海に於て其取締を嚴にせらるゝならば、勢ひ互に殺害することを避け難いであらうが、それは修好の意に乖つて居るからといつて、此孤草島に於ける漁業の許可を請求して居るのである。彼れは又高得宗が三浦の漁業を許した上に、更に孤草島を許したならば、釣魚に託して其島に居留し邊境を虜掠するものがあるであらうとの疑懼に對して、釣魚者は宗氏より必ず文引を授與するから、朝鮮に於て其有無を調査し、文引なきものは賊を以て論じ、文引を所持したものが亂をなした場合は妻孥迄誅戮されても宜しき故、當分一二年の間試験的に實施して、若し違約をしたならば破棄されて苦しいと迄申出でゝ居る。これに據れば漁業地としての孤草島に關する交渉はこれより以前から開始されて居たやうであるけれども李氏實錄に見えたのはこれが初見である。同書には又孤草島の位置について、

孤草島在三全羅道南海中、距陸三十餘里、累代開墾未レ有ニ居民ニ、故倭人請レ之、

5) 李氏實錄

と見えて居る。朝鮮の十里は我二里であるから、三十餘里は三里餘に相當する。全羅道の南海中には今孤草島と稱する島嶼は一つもない。朝鮮では草丈生へて居る無人島の事を草島といつて居る。此孤草島も居民がないといへば、無人島であつたに相違ない。孤草島は別に孤草二島とも書いたところがあるから孤草島の二つであつたやうである。孤島といふのも離れ島の意である。何れ此二島は互に接近してあつたものであらう。私は先年來實地にも臨み記録にも徴して其所在地の探索を續けて居るけれども未だ發見に至らないのである。

貞盛の要求が餘りに急であつたから、朝鮮ではこれを議に上せた。初め大臣等は許可・不許可の二説に分れて、王も其裁決に躊躇したが、二十三年（我嘉吉元年）十一月遂に許可するに決した。これ他の場合と同じく、朝鮮の軟弱なる態度を示す一例である。許可の理由は倭人釣魚の請求は其至情から出でゝ居る、縦ひこれを許さずとも、潛に來往して、其利を取るであらうし、強ひて取締らうとすれば、爭端を生ずるから、寧ろこれを許して恩を施した上に定約を定めて往來に制限を加へた方が宜しいといふに出でなかつた。依つて貞盛の申出でに任せて、我漁船には其船の大小を分つて文引を給せしめ、巨濟島の知世浦は倭船往來の要衝に當つて居るから、そこに智勇なるものを萬戸（軍人）として置き、我漁船の孤草島に行かうとするものは必ずこゝに來て一定の税を納めさせる、文引もなく税も納めなければ出漁を許さぬことにしやうといふのである。

此孤草兩島の釣魚定約の要點は、船隻の大小小及び其乗組人の數を明白に記入した文引を宗氏より受取つて、先づ慶尙道の巨濟地面の知世浦に到り、改めて同地に駐在する萬戶の文引を受け、孤草兩島に赴いて漁業を營み歸路更^ニ知世浦に赴いて、先きに授かつた萬戶の文引を還し、船税を納めて出帆歸國する、若し宗氏の文引を所持せずして釣魚したものは、兵器を持つて來たり、一定の場所以外横行したものと共に賊船の例に依つて逮捕するといふにあつた。此船隻の大小を分つは船税に等級を附するが爲めであつて、大船は一船について船税魚五百尾、中船は四百尾、小船は三百尾を收めさせたのであるが、其翌年貞盛の申請に依つて、大船は三百、中船は二百五十、小船は二百に減定された。

世宗の二十五年(我嘉吉三年)の春に及んで、宗貞盛との間に約條の改訂が行はれた。此約條は癸亥約條と稱するもので、(一)宗氏に向つては年々米豆共に二百石を支給すべきこと、(二)宗氏より派遣すべき使送船は年に五十隻を限り、若し己むを得ずして報告することがあれば、此制限以外に特送船を許すこととの二箇條が其主なる改訂であつた。⁶⁾是迄は船の乗組人を制限するに止まつて居たが、是に至つて船數に制限を加へることゝしたのである。これ朝鮮が主として宗氏の使送船の數が年々増加して上京者も多く、其前年の如きは使送船百餘艘の多きに及んだのを見て、這の朝鮮も接待の煩しきに堪へなくなつたから制限を加へたのであるが、それには朝鮮が連歲不作の

爲め、沿道の貯蓄が手薄になつたのが近因であつたらしい。⁷⁾ されば此約條の結ばれた翌年には早くもこれを理由として三十隻に限り乗組人の上京を許すも、残りの二十隻は三浦に留つて貿易することゝ定め、乗組人の如きも大船には四十人・中船には三十人・小船には二十人を限つて口糧を支給する例であつたのを、各五人を減することゝし、留浦人の給料の如きも、新に日限を定めて上京を許すべき三十隻の看守人は五十日を限り、他は三十日を限つて口糧を支給し、過海糧も亦五日を限つて支給することにしたといふ申込み、猶ほ孤草島に於ける釣魚者の約條もいつしか弛んで、知世浦の萬戸から文引を受けもせねば魚税を納めるものもなくなつて來たから、朝鮮は前約履行を我れに迫つて、違犯するものは賊船を以て論ずると申込んで居る。⁸⁾ 貞盛は其後更に二十隻を加へられんことを望んだけれども、朝鮮はこれを拒絶した。併し乍ら貞盛の外にも、宗彦七には毎年七隻の使送船を許し、同じく盛家・盛弘に各四隻を許して居る。

宗氏の外には彼れの日本國王と稱した將軍よりの使臣と、其祖先が百濟國の溫祚王の後であると稱する大内氏の使送船とに對しては、特に前例に依つて制限を置かなかつた。其他の我諸國よりする商船の乗組人の數と其給料とは對馬のそれに准じたのである。是等の我國よりする使臣の一行や貿易商は漁民と共に、少からず三浦に入り込んで來たから、三浦の繁昌も一と入であつたらうと思はれる。

7) 李氏實錄端宗三年四月壬午條
8) 同世宗二十六年閏七月己亥條

されば朝鮮の君臣は其事端を生ぜんことを恐れて、幾度か本國に還さんことを試み、其目的を達せない迄も、常に消極的禁止方針を執り來つたが、宗氏及び其居留民等はこれを喜ばない爲め、陰に陽に其實施に反對し妨害した結果、中宗の五年(我永正七年)に終に衝突を來して、齊浦を始め三浦に於ける我居留民の暴動となり、一時三浦に於ける彼等の跡を絶つた。然るに其後幕府の調停に依つて、同七年(我永正九年)所謂王申の約條が成立を告げたのである。此約條に於ては、朝鮮の宗氏に支給すべき米豆の年額が百石に半減され、宗氏の朝鮮に遣す船も二十五隻に半減され、内大船九隻・中船八隻・小船八隻であるが、各船の船員は前約條と同一である。又宗氏の特送船を廢して、必要があれば歲遣船に付して報告することとし、受圖書・受職人等は調査の上改めて圖書を給することに改めたことなど、宗氏が前約條の既得權を剝奪されて居るのは餘儀ない次第と謂はねばならぬ。特に宗氏に取つても、將た我國に取つても甚しき打撃ともいふべきことは、朝鮮が此機會を以て三浦を閉鎖したことであらう。⁹¹⁾其後齊浦に倭館を設け、遂に又釜山浦に移した。これより後釜山浦は朝鮮が我國に許した唯一の開港場として残されたのである。

今是等の開港場に如何ばかりの我居留民が居たかを調べて見るに當時の居留民の性質として、時代に依つても、時期に依つても、異動は免れなかつたやうであるが、世宗の十六年(我永享六年)八月に齊浦の萬戸南友良の調査には、「甲辰年以後來居之數、男婦共三百六十許」と見える。

⁹¹⁾ 李氏實錄中宗七年八月辛酉條に收むる接待節目と通文館志とを參取す、通文館志に是時釜山に倭館を置くことあるは誤りである

甲辰年とは世宗の六年即ち我應永三十一年に當つて居る。十八年（我永享八年）には齊浦に二百五十三人、鹽浦に九十六人釜山浦に二十九人居たのを、朝鮮では悉く本國に還すことゝしたが、宗貞盛管下の人民で最も久しく三浦に居るもの六十人と其他の引續き居留を望むもの二百六人とは將に當分の間これを許すことゝしたと前に述べた通りである。此調査に據ると、三浦を合しても四百人に達せないし、それすら本國に還されて、残り少なくなつた筈であるけれども、二十年（我永享十年）には對馬島民の往來するものが多く、春夏兩節に上京し留浦する倭人の數殆ど三千餘名に至ると實錄に見え、彼等の中には本國から居留民をたよつて寄留するものも多かつたやうであるから、此取締も例の有名無實となつたのであらう。

前に擧げた三浦の居留民の人口から考へても、齊浦が最も盛んであつて、鹽浦がそれに次ぎ、釜山浦最も振はなかつたと見える。朝鮮では我諸國の使船や貿易船の三浦に分泊するやうに命令を出だしても、兎角齊浦にのみ集つて混雜をばたしたやうであつたのは、此港の開港が最も古く、加ふるに當時我船舶に取つて頗る有利であつたからであらう。然るに二十二年（我永享十二年）には釜山浦の我居留民が六十餘戸あつて、現に商人の來て貿易を行ふものも、無慮六千餘人に達したといふ。これ我船舶が此港を便として多くこゝに碇泊するに至つた爲めで朝鮮では更に三浦分泊の前約を遵守すべきことを我れに求めて居る。併し世祖の四年には三浦に寓居する邦人殆ん

と七八百と見えるは餘程の減少を示すものである。さうかと思うと、同じ王の十一年(我文正元年)に巡察使朴元亨の調査には齊浦の我居留民は三百戸で、人口千二百餘、釜山浦は百十戸で、三百三十餘人鹽浦は三十六戸で、百二十餘人とあらはれて居り、¹⁰⁾此調査は居留民に氣附かぬやう祕密の間に行はれたものであるから、人口は或は多少不正確を免れまいが、戸數は正確であらうと思はれる。然るに海東諸國記(成化七年即ち成宗二年の申叔舟の序がある)には齊浦に三百八戸、千七百二十二戸、釜山浦に六十七戸、三百二十三人、鹽浦に三十六戸、百三十一人の戸口を載せて居るが、成宗の四年(我文明五年)に申叔舟の齊浦の我居留民の家が三百餘、釜山浦の八十六餘戸が焼失したことを啓して居るのを見ると、齊浦・釜山浦共に殆ど全滅したものと見るの外ない。同六年(我文明七年)の慶尙道觀察使の報告は更に詳しいから其全文の實錄に見えた儘これを左に收めることとする。

三浦居倭戸口之數、釜山浦元戸八十八、内寺三、人口三百五十、内壯男一百二十五、壯女一百三十二、老男六、老女八、弱男四十、弱女三十四、壯僧五、齊浦元戸三百八、内寺十一、人口一千七百三十一、内壯男六百七、壯女六百五、老男三十三、老女十九、弱男二百三十四、弱女一百八十七、壯僧四十一、弱僧五、鹽浦元戸三十四、内寺一、人口一百二十八、内壯男四十二、壯女四十三、老男八、老女八、弱男十四、弱女十二、老僧一、

10) 海東諸國記

これを九年前世祖十一年の戸口調査と對照するに、薺浦は戸數に於て八戸を増すと共に人口でも五百許を増して居り、釜山浦は戸數に於て二十二戸を減じて居るが、人口では却て十餘人を増して居り、鹽浦は戸數に於て二戸を増して居るが、人口は略同様であつたらしい。又四年前の海東諸國記に對照すると、薺浦は戸數は同一であるが、人口十人を増して居り、釜山浦は戸數二十一戸、人口二十七人を増して居り、鹽浦は戸數二戸、人口三人を減じて居る。然るに同八年（我文明九年）朝鮮から宗貞國に贈つた書には、薺浦三百八戸釜山浦六十七戸鹽浦三十六戸とあつて薺浦を除くの外、釜山浦は二十一戸を減じ、鹽浦は二戸を増して居る。其後十二年（我文明十三年）李續の上疏の中に、三浦の我居留民が四百十戸、二千百七十六人に達したといつて居るのは、八年より戸數に於て一戸を減じて居る丈である。三浦に於ける戸口の増減に關する調査は姑くこれに止めて、次ぎに此時代の三浦が如何なる狀況にあつたかを考察して見やう。

當時の釜山浦が釜山鎮の東南の海に近き海岸の低地にあつた外には、薺浦も鹽浦（倭壇串の名が遺つて居る）も皆今の遺蹟にあつたものであるが、三浦を通じて、其地勢は海に面し、又はこれに近き河岸の船舶の碇泊に便利な港で且つ附近の高地に依つて、自然に陸上の交通を遮斷されたと此の至つて狹隘なる地面である。

三浦にはそれ／＼我居留民の居住區域が定められて居つてこれを倭館といつた。朝鮮では其取

締の爲めに倭館倭幕の周圍に木柵を設けた上に外圍を設け西と北とに二門を作つて其出入を取締つたことがある。¹¹⁾これは主として我使人等の不正の手段に依つて、過海糧を食るを防ぐの必要からであつたが、猶ほ其地には萬戸を置き、附近には鎮を設け、兵を置いて、水陸の防備を嚴にし、慶尙道觀察使の下に邦人に對する警戒を加へつゝあつた。

居留地には死者を埋葬し又は佛事を修すべき寺院のあつたこと想像に難くないが、海東諸國記の卷頭に掲げられた熊川齊浦之圖には我居留地の北から東にかけての丘上と覺しきところに當つて十一の寺庵があり、東萊富山浦之圖にも居留地の西から北にかけて二つの寺庵が見え、蔚山鹽浦之圖には寺社が一つあつたと記される。これを前に引いた成宗六年の調査と比較すると、齊浦でも鹽浦でも同數であるが、釜山浦では一寺を増して居る。而して齊浦には壯僞四十一人弱僞五人が居り、釜山浦には壯僞五人が居り、鹽浦には老僞一人の居つたことも注意すべきであつて、是等は何れも當時の我居留民の信仰を維ぎ、彼等に精神的慰安を與ふるに與つて力のあつたものであらう。今でも齊浦・釜山浦の舊蹟殊に前者に於ては小高き丘を幾段か上ると、平地に巨石の露出するあたりにそれかと覺しきところが遺つて居る。

併し乍ら是等の狹隘なる地域に比較して戸口の數の過剩は寧ろ驚くべき程であつて、其最も廣き齊浦で へも、三百の民家を容るゝには餘りに窮屈であるから、一朝火を失すれば、全滅の厄

11) 世宗十九年十二月壬辰條

を免れなかつたのも、當然であらう。申叔舟の

凡倭家形如「土室」、塗以「土」、盛以「茨」、雖「火」財産「無傷」、但土狹人稠、其家鱗比、以至「延燒」、

といつて居るのは、能く此間の消息を傳ふるものであつて、當年の我居留民の狀態を知るべき貴重の資料たることを失はぬ。

三浦に於ける我居留民の中には朝鮮人より田地を買ひ入れて耕作して居たものがあつた。彼等はこれに對して租税の負擔を免れて居たものと見えて、朝鮮では奸民が其所有田地を我居留民の名義に改めて脱税を圖るものゝ出でんことを恐れ、是等の居留民所有の田地にも租税を課せんとするの議もあつたが、三浦の地が褊小で、租税の收入も多くないから、縦ひこれを課するも、國に益がないのみならず、多年免租の特典に浴し來つた田地に對して遽かに租税を徴すれば覺を生ずるであらうとの説で、當分收税を見合せることに決した。¹²⁾こゝにも朝鮮の軟弱なる態度は遺憾なく現れて居るが、我居留民はお蔭で內的にも外的にも故國に居ると同じき、否それ以上に生活の安定を得ることが出來たであらう。